

厚生労働省元局長事件無罪判決を踏まえ、改めて取調べの可視化を求める会長声明

本日、大阪地方裁判所第12刑事部は、心身障害者団体としての実体がない組織に対し、虚偽の公的証明書を発行したとして、虚偽有印公文書作成・同行使の容疑で逮捕・起訴された元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に対して無罪判決を言い渡した。

この事件で、大阪地検特捜部の検察官らは、捜査段階で元局長の元部下ら本件関係者に対し、強引な取調べを行い、元局長の事件への関与を認めさせる虚偽の調書を多数作成し、元局長を起訴したのである。しかしながら、元部下らの公判廷における証言や被疑者ノート等により、実際には元局長は事件に関与しておらず、調書の内容は、検察官によって予め描かれたストーリーに沿って作文された虚偽であることが明らかとなった。

本日の無罪判決によって、大阪地検特捜部による上記のような違法不当な捜査手法が改めて浮き彫りとなった。同様の捜査手法は、昨年4月に大阪地裁で無罪が言い渡され、検察官の控訴なく確定した枚方市の元副市長に対する談合事件でもとられていた。エリートといわれる特捜検事らも、密室の中では、違法取調べを繰り返してきたのである。

もし、本件で取調べの可視化が行われていれば、そもそも、捜査機関はこのような違法不当な捜査を行い得ず、元局長は、身体拘束も起訴もされなかったことは明らかである。元局長は、長期にわたる身体拘束を受けた結果、自らの情熱を傾け、生き甲斐としていた仕事を長期間休職せざるを得ない状況に追い込まれたものであり、その無念な心情は察するに余りある。

元局長のような冤罪被害者を今後生み出さないようにし、市民を冤罪や不当な身体拘束から守るためには、本件のような違法不当な捜査を抑止すべく、共犯者と目されて取調べを受けている者も含めたすべての被疑者について、その供述の状況を客観的に記録・検証するシステムとして、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）が不可欠である。もはや取調べの可視化しかない。

本日の判決を契機として、当会は改めて取調べの可視化の即時実現を強く求めるものである。

2010年（平成22年）9月10日

大阪弁護士会
会長 金子武嗣